3. 騒音・振動

(1)環境基準について

騒音の環境基準 (H10.9.30 環境庁告示第64号、H24.4.2 八王子市告示第75号) (この基準は航空機騒音、鉄道騒音および建設騒音には適用しない。)

(単位:デシベル)

			時間の区分			
地域累計	当てはめ地域	地域の区分	昼間	夜間		
			(6時~22時)	(22時~6時)		
А	第1種低層住居専用地域第2種低層住居専用地域第1種中高層住居専用地域	一般地域	55以下	4 5 以下		
	第2種中高層住居専用地域 これらに接する地先、水面	2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	60以下	55以下		
В	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先、水面	一般地域	55以下	4 5 以下		
		2車線以上の車線を有する道路 に面する地域	6 5 以下	60以下		
С	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一般地域	60以下	50以下		
	これらに接する地先、水面	車線を有する道路に面する地域	65以下	60以下		

この場合において、「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6時~22時)	夜間(22時~6時)
70デシベル以下	6 5 デシベル以下

備考

個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)等を表す。

「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

・2車線以下の車線を有する道路 15メートル

・2車線を超える車線を有する道路 20メートル

(2)要請限度について

①騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

(単位:デシベル)

区域の区分	当てはめ区域	車線等	時間の区分			
区域())区方	当ではめ区域	半砂寺	昼間 (6 時~22 時)	夜間(22 時~翌6時)		
	第1種低層住居専用地域	1車線	6 5	5 5		
a 区域	第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域	2 車線以上	7 0	6 5		
	第2種中高層住居専用地域	近接区域	7 5	70		
	第1種住居地域	1車線	6 5	5 5		
b 区域	第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	2 車線以上 近接区域	7 5	7 0		
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	1 車線 2 車線以上 近接区域	7 5	7 0		
記事	・車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。 ・近接区域とは、幹線交通を担う道路に近接する区域をいい、幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県及び4車線以上の区市町村道をいう。近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が2車線以下の車線を有する道路は15m、2車線を超える車線を有する道路は20mの範囲とする。					

②振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

(単位:デシベル)

	区 域 の 区 分	時間	の区分				
	当てはめ区域	昼間	夜間				
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域	6 5 (8 時~19 時)	6 O (19 時~8 時)				
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		7 O (8 時~20 時)	65 (20時~8時)				
第2種区域に該当する地域に接する地先は、第2種区域の基準が適用される。							

(3) 道路交通騒音等調査結果表

道路名 (通称道路名)	測定地点 測定期間	用途地域	車線数	騒音の要請限度 上欄は要請限度 中欄は測定結果 下欄は限度オーバー●		
				昼間	夜間	
国道 16 号	八王子市大谷町 355-1 先		或 6	75	70	
(八王子バイパス)		準住居地域		72	70	
	平成 29 年 3 月 13 日~3 月 14 日					

(4) 自動車騒音常時監視結果

路線名	区間距離	区間起点住所	区間終点住所	区間		基準達成 環境基準達 三数 状況		-
	(km)			戸数	昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 16 号	5. 9	北野町 546-11	滝山町 1−270−5	1, 284	1, 031	604	80	47
一般国道 16 号	0. 5	鑓水 2-176	鑓水 1356	6	4	4	67	67
一般国道 16 号	2. 5	八幡町 13-1	左入町 51-1	772	745	729	97	94
一般国道 16 号 (八王子バイパス)	0. 6	鑓水 1405-1	鑓水 1336-5	1	0	0	0	0
一般国道 20 号	0.8	高倉町 35-12	高倉町 71	232	220	215	95	93
一般国道 20 号	3. 1	高倉町 71	八日町 1-16	2, 953	2, 950	2, 944	100	100
一般国道 20 号	8. 0	東浅川町 1101	八王子市 相模原市境	1, 141	1, 115	1, 107	98	97
八王子五日市線	8. 2	八幡町 8-4	上川町 3387	1, 737	1, 726	1, 729	99	100
八王子あきる野線	1. 3	高尾町 1608	元八王子町 3-3159-2	118	116	116	98	98
八王子町田線	1. 0	館町 694-6	館町 2849-1	201	201	201	100	100
山田宮の前線	0. 9	八王子市 あきる野市境	上川町 3457	10	10	10	100	100
町田日野線	1. 3	大塚 1472-5	八王子市 日野市境	764	750	750	98	98
下柚木八王子線	1. 3	北野町 543	子安町 1-7	860	856	853	100	99
下柚木八王子線	0. 7	子安町 1-7	万町 11	528	528	524	100	99
淵上日野線	0. 7	小宮町 227-1	八王子市 日野市境	48	48	47	100	98
八王子国立線	0. 6	高倉町 71	八王子市 日野市境	258	239	233	93	90
上野原八王子線	12. 4	八王子市 相模原市境	下恩方町 1814	390	389	390	100	100
全体				11, 303	10, 928	10, 456	97	93

(5) 騒音測定結果

① 道路交通騒音(常時監視測定によるもの)

打越町測定室:等価騒音レベル (Leq) 測定期間:平成 28 年度									
			等 価 騒	等 価 騒	時間帯平均値				
	有効		音レベ	音レベ					
_	測定	測定	ルが昼	ルが夜	_				
月	日数	時間	間 70dB	間 65dB	昼	夜			
			を超え	を超え					
		n+ 00	た日数	た日数	ID	ב			
	日	時間	日	B	dB	dB			
4	30	720	0	0	55. 9	52. 2			
5	31	744	0	0	56. 2	53. 5			
6	30	720	0	0	56. 3	53. 1			
7	29	717	0	0	57. 1	53. 4			
8	31	744	0	0	61. 2	53. 6			
9	30	720	0	0	61.3	57. 1			
10	31	744	0	0	56. 6	54. 3			
11	30	720	0	0	56. 4	53. 3			
12	31	744	0	0	56. 4	53. 2			
1	31	744	0	0	55. 5	52. 4			
2	28	672	0	0	55. 5	52. 3			
3	29	725	0	0	56. 5	52. 7			
通年	361	8714	0	0	57. 6	53. 7			

② 航空機騒音

	調査期間	地域	Lden (dB) ※ 1	WECPI	NL※ 2	騒音発 生回数	環境 基準
		類型	実測値	推定値	実測値	推定値	※ 3	× 4
石川市民センター (石川町 438)	H27. 7. 1 ~ H27. 7. 14	I	53	54	67	68	247 (49)	0
都市づくり公社 (高倉町 49 - 3)	H27. 7. 1 ~ H27. 7. 14	П	51	52	64	66	221 (45)	0
大和田市民センター (大和田町 5 - 9 - 1)	H27. 7. 1 ~ H27. 7. 14	I	43	45	55	56	159 (34)	0
首都大学東京 (南大沢1-1)	H27. 7. 1 ~ H27. 7. 14	I	48	49	60	61	221 (41)	0
石川中学校 (久保山町 2-55)	H27. 7. 7 ~ H27. 7. 20	I	53	53	67	67	278 (46)	0

^{*}石川中学校の測定については市の調査

その他の測定場所は東京都の調査 (平成 27 年度航空機騒音調査結果報告書 (東京都環境局))

%1 Lden

各飛行機の騒音を、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを基に求める評価指標。環境基準は、平成25年4月1日からLdenを採用している。

%2 WECPNL

航空機の最大騒音レベルと航空機の機数(発生回数)を基に求める評価指標。平成25年3月31日以前に環 境基準で採用していた指標。

※3 騒音発生回数

騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音の発生回数の合計。()は1日の最多回数。

※4 環境基準 (Ldenで評価)

地域類型 I (専ら住居の用に供される地域):57 d B以下

地域類型II (I以外の地域であって通常の生活環境を保全する必要がある地域):62dB以下